

議案第13号

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年墨田区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法」の次に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加える。

第4条中「第115条の14第1項」を「第115条の12の2第1項各号並びに第115条の14第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の一部改正により、共生型地域密着型サービス事業者等の指定の基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める必要がある。